

令和5年2月24日

## 令和5年第2回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和5年2月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第2回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(12名)	1番 小針 金之	8番 八木 喜孝
	2番 鈴木 正志	9番 小針 保敏
	3番 鈴木 正浩	10番 倉鎌 利治
	4番 石森 博信	11番 有賀 昇
	5番 須藤 安昭	12番 吉村 明美
	6番 高林きくみ	13番 仁井田 健
	7番 渡邊 利秋	14番 眞弓 泰行

◎ 欠席委員 1番 小針 金之

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

- ◎ 本日午後1時30分、八木職務代理が開会を宣言した。  
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。  
◎ 会長あいさつ。  
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。  
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。  
11番 有賀 昇 12番 吉村 明美

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見や質問がある方はお願いいたします。

(なしの声)

ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第号は原案のとおり可決されました。次に、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第3号番号1の調査員 仁井田健委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 13 番委員 (仁井田 健) 議案第3号番号1について、調査結果を報告させていただきます。  
2月21日、鈴木吉孝推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は竜崎字原作田■■-■■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思ひます。  
現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんに話を伺ひました。  
当該地は、登記簿上は■■■■さんの土地になっているが、30年以上前から■■■■さんが耕作しており、また、議案第3号番号2の竜崎字原作田163-2は■■■■さんが登記簿上の所有者となっているが、■■■■さんが耕作していた。  
今回は、鈴木忠雄さんより土地を整理したいとの申し出があつたため、等価交換を行うとのこと。  
譲受人の耕作する面積は下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしてあります。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事でありす。  
兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われす。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の仁井田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。  
  
(なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第3号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。  
  
〔「異議なし」の声あり〕
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案どおり可決されました。  
次に、議案第3号番号2の調査員 仁井田健委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 13 番委員 (仁井田 健) 議案第3号番号2について、調査結果を報告させていただきます。  
2月21日、鈴木吉孝推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は竜崎字原作田■■-■■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思ひます。  
なお、本件は先ほどの議案第3号番号1で説明したとおり、等価交換となります。  
譲受人の耕作する面積は下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしてあります。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事でありす。  
兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われす。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の仁井田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第3号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第3号番号2は、原案どおり可決されました。次に、議案第3号番号3の調査員 仁井田健委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 13 番委員 (仁井田 健) 議案第3号番号3について、調査結果を報告させていただきます。2月21日、小針会長・事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は竜崎字下古辺田■■・■■・■■及び竜崎字馬場作田■■・■■・■■、竜崎字前林■■・■■の8筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■さんは、息子である■■■■さんに農地を譲りたいと考えており、相談したところ合意が得られ、今回の3条の申請となった。

譲受人の耕作する面積は下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事であります。

兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の仁井田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第3号番号3を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第3号番号3は、原案どおり可決されました。次に議案第4号 玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第4号番号1の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 14 番委員  
(眞弓 泰行)

議案第4号番号1について、調査報告させていただきます。

2月21日、事務局2名とともに現地調査を行いました。

申請地は、川辺字宮ノ前■■番■■及び川辺字宮ノ前■■番■■で登記・現況は田であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、本申請地以外に2か所の候補地を見つけたが、必要な面積が無く土地が不整形である場所と、土地が不整形で建築基準法に適合する道がない場所であるため、本申請地しかないということを経みると上記要件に該当する。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地の周辺には集団的農地が広がっているが、集団的農地の縁辺部であり、■■駅から500m以内の宅地造成が進んでいる場所に連単して建設するため、農作業に影響はない。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無いため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等も行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、公共投資を行っていないため問題ないと思われます。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第4号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第4号番号1は、原案どおり可決されました。次に議案第4号番号2の調査員 倉鎌利治委員から、調査報告をお願い

いたします。

◎ 10 番委員  
(倉鎌 利治)

議案第4号番号2について、調査報告させていただきます。

2月21日、事務局2名とともに現地調査を行いました。

申請地は、玉川村大字岩法寺字宮ノ前■■番で登記・現況は畑であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、本申請地以外に3か所の候補地を見つけたが、いずれも所有者の同意をえられなかったことから上記要件に該当する。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地の南側には道路を挟んで集団的農地がありますが、集団的農地の縁辺部に属するため農作業の効率化に影響はない。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無いため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等も行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、土地改良事業から8年以上経過していることから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の倉鎌委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第4号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第4号番号2は、原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

- 1 次回日程 令和5年3月24日(金) 午後1時30分  
玉川村就業改善センター 1階 産就室

### 2 令和5年度農作業労働賃金・農地賃借料情報について

来年度の作業労働賃金等について、協議したいと思いますが、ご意見等ある方はお願いいたします。

### 3 農業委員等報酬について

昨年度までは、現金を手渡ししておりましたが、今年度より口座振込といたします。事前に書類は送付させていただきましたので、まだ出されていない方は提出願います。なお、来月の農業委員会で旅行積立金の還付をしますので、受領印をご持参ください。

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

## 7 閉 会 高林職務代理者

◎ 午後2時20分総会終了